

◆令和7年度 研修予定表◆

【ホームページ掲載日】

令和7年5月9日

研修名／開催年月日		会場（集合型研修）	募集定員	受講料	募集開始予定	申込期限	申込受理通知発送予定	【受講決定通知】メール配信予定	
サービス管理責任者等【基礎】研修（長崎県指定）※受講は、講義1日、演習1日の計2日間									
講義	令和7年 7月3日（木）	全員参加	長崎県総合福祉センター 250名 （演習:各85/85/80名）	30,000円	令和7年5月12日（月）	令和7年5月23日（金）	令和7年6月11日（火）	令和7年6月27日（金）	
演習	①7月4日（金）	①～③のいずれか							
	②7月23日（水）								
	③7月24日（木）								
サービス管理責任者等【更新】研修（長崎県指定）※受講は2日間									
講義 演習	令和7年 ①11月 6日（木）～11月 7日（金）	①～②のいずれか	長崎県総合福祉センター 250名 （各回125名）	30,000円	令和7年9月8日（月）	令和7年9月24日（水）	令和7年10月7日（火）	令和7年10月30日（木）	
	②11月13日（木）～11月14日（金）								
サービス管理責任者等【実践】研修（長崎県指定）※受講は、講義・演習の計2日間									
講義 演習	令和7年 ①8月21日（木）～8月22日（金）	①～③のいずれか	長崎県総合福祉センター 300名 （各回100名）	30,000円	令和7年6月24日（火）	令和7年7月8日（火）	令和7年7月23日（火）	令和7年8月12日（火）	
	令和8年 ②1月22日（木）～1月23日（金）			30,000円	令和7年11月25日（火）	令和7年12月9日（火）	令和7年12月22日（月）	令和8年1月15日（木）	
	③1月29日（木）～1月30日（金）								
強度行動障害支援者養成研修【基礎】研修（長崎県指定）※受講は、講義・演習の計2日間									
講義 演習	令和7年 ①9月11日（木）～9月12日（金）	1回開催/年	長崎県総合福祉センター	120名	15,000円	令和7年7月16日（水）	令和7年7月30日（水）	令和7年8月12日（火）	令和7年9月4日（木）
強度行動障害支援者養成研修【実践】研修（長崎県指定）※受講は、講義・演習の計2日間									
講義 演習	令和7年 ①12月 9日（火）～12月 10日（水）	1回開催/年	長崎県総合福祉センター	80名	15,000円	令和7年10月3日（金）	令和7年10月24日（金）	令和7年11月7日（金）	令和7年11月25日（火）
強度行動障害支援者フォローアップ研修（長崎県委託事業）※受講は1日間									
令和8年 2月4日（水）			長崎県総合福祉センター	70名	なし	令和7年12月4日（木）	令和7年12月19日（金）	令和8年1月6日（火）	令和8年1月26日（月）
障がい児者支援 基本研修（協会主催）※受講は2日間									
令和7年 6月12日（木）～6月13日（金）			長崎県総合福祉センター	100名	会 員10,000円 非会員14,000円	令和7年4月14日（月）	令和7年4月30日（水）	令和7年5月16日（金）	令和7年6月6日（金）
障がい児者支援 ステップアップ研修（協会主催）※受講は2日間									
令和7年 10月30日（木）～10月31日（金）			長崎県総合福祉センター	100名	会 員10,000円 非会員14,000円	令和7年9月1日（月）	令和7年9月16日（火）	令和7年9月30日（火）	令和7年10月23日（木）

≪強度行動障害支援者養成研修≫

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）とは入所、通所、居宅、相談等、強度行動障害者の障害福祉サービスに携わるあらゆる職員を対象に、今後、従事者として身に付けるべく「基礎的な知識」と「初歩的な支援計画の立案方法」を学ぶ場です。

≪サービス管理責任者等基礎研修≫ ※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格については、相談支援従事者初任者研修の前期講義2日間（長崎県障害者社会参加推進センター実施）のご受講も必須となります。

障がい者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律の適正かつ円滑な運営に資するためのサービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理者の育成を図ることを目的とする。

≪障がい児者支援 基本研修≫

障がい者支援に必要な制度・歴史、利用者支援への知識・技能を深め、利用者への支援の理解を深めることを目的とする。

≪障がい児者支援 ステップアップ研修≫

事務所の中堅職員として障がい者支援に必要な法律及び制度の理解、利用者支援の知識・技能をさらに深めることを目的とする。また中堅職員としての役割を理解しながら、初任者への指導及び事業所のファシリテーターとしての役割を担える技能等を学ぶ。

★申込についての補足事項★ *研修予定につきましては今後変更になる可能性もありますのでご了承ください。